

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の改正決定に係る報告文写

写

令和4年10月4日

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 殿

北海道地方最低賃金審議会
北海道船舶製造・修理業、船体ブロック
製造業最低賃金専門部会
部会長 岩波 和枝

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月8日北海道地方最低賃金審議会において付託された北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

別紙 1

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金

1 適用する地域

北海道の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業（木造船製造・修理業及び木製漁船製造・修理業を除く。以下同じ。）船体ブロック製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業又は船体ブロック製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務

ロ みがき又は塗油の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間948円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

別紙 2

北海道地方最低賃金審議会(第49期)北海道船舶製造・修理業、船体ブロック
製造業最低賃金専門部会委員名簿

令和4年9月5日任命

区分	氏名	現職
公益代表委員	いわ なみ かず え 岩 波 和 枝	特定社会保険労務士
	かた ぎり ゆ き 片 桐 由 喜	小樽商科大学 教授
	くに たけ ひで お 國 武 英 生	小樽商科大学 教授
労働者代表委員	おお いそ ふ み ひこ 大 磯 扶三彦	U A ゼンセン北海道支部 次長
	か が や すすむ 加 賀 谷 進	函館ドック室蘭製作所労働組合 書記長
	はし もと やす のり 橋 本 康 憲	全北海道造船機械労働組合協議会議長 (函館ドック造船所労働組合 副執行委員長)
使用者代表委員	あ たか まさ とし 安 宅 正 利	(株)アタカ造船所 代表取締役社長 (一般)北海道小型船舶工業会 理事・副会長
	うん じょう けん いっ 運 上 賢 逸	運上船舶工業(有) 代表取締役 (一般)北海道小型船舶工業会 代表理事・会長
	つかの め まこと 柄 目 誠	北海道中小企業団体中央会 事務局長

(注1) 公・労・使委員は、五十音順

(注2) は部会長、 は部会長代理